

「指定通所介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第1277800080号)

当施設はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※ 当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。但し、認定手続き中の方で要介護認定をまだ受けていない方でもご利用は可能です。

社会福祉法人 善憐会

デイサービスセンター 「伏姫の郷」

敬 天 愛 人 憲 章

私達は、次の5ヶ条を全ての方々との契約として、これを誓います。

第1条 私達は、自然を敬い、全ての人々の人権を尊重し、利用者の方々とは対等の関係を維持します。

第2条 私達は、利用者の方々、一日も早い社会復帰ができるようクオリティの高い福祉サービスを提供します。

第3条 私達は、利用者の方々、常に快適に過ごせるようアメニティ（温かさ・思いやり）を基本に施設のQOL（生活の質）の向上を目指します。

第4条 私達は、施設が地域社会における社会資源として、活用されるよう施設のオープン化を進めます。

第5条 私達は、施設の有している設備・処遇・介護技術等を地域社会に還元し、地域福祉を推進します。

経営理念

私達は、施設利用者の方々の基本的人権を尊重するとともに常に利用者の方々とその家族の方々の立場に立って、クオリティの高い福祉サービスを提供します。

また、積極的に施設のオープン化を推進し、経営者、職員が一体となって施設利用者を始め、地域の方々と共に心豊かな人生の共生、共有を目指し、地域福祉を推進します。

経営基本方針

- 1 施設利用者の立場に立ったクオリティの高い福祉サービスの提供に努めます。
- 2 役職員一体となって、全員参加型の経営を目指します。
- 3 経営の効率化、合理化を図り、常にクオリティの高い福祉サービスを利用者に提供するとともに経営の成果についても情報の公開に努めます。
- 4 地域の福祉ニーズに適確に対応するためのマーケティングを行うとともに常に新鮮な情報の提供に努めます。
- 5 地域福祉活動の拠点施設として役割を担い地域の方々との共生を目指すと共に関係機関、団体等との緊密な連携のもとに、地域福祉を推進します。

サービス提供の基本方針

- 1 施設利用者の尊厳と人権を尊重し、コンプライアンス（法令遵守）に基づいた信頼関係を構築する。
- 2 地域社会の一員として、自ら選択した人生が送れるよう、フォーマルサービス・インフォーマルサービス等を活用し、クオリティの高い福祉サービスを提供する。
- 3 常に、最新の情報を基に業務改善に取り組むと共に、職員の意見提供を取り入れ、クオリティの高い福祉サービスを目指す。
- 4 クオリティの高い福祉サービスの向上を目的に職種別、職階制別の職員研修を実施する。
- 5 地域社会における施設の担う役割を十分に認識し、専門的情報の提供を行うと共に、全ての人々が地域社会の一員として、共生できるよう、地域福祉ネットワークを構築し、地域福祉を推進する。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業の目的と運営方針	1
2. 施設の内容	1
3. 職員の配置状況及び設備の概要	1
4. サービスの内容	2
5. サービス利用に当たっての留意事項	3
6. 利用料金等	3
7. 利用料金のお支払方法	5
8. 協力医療機関	6
9. 非常災害対策	6
10. 緊急時の対応	6
11. 事故発生時の対応	6
12. 守秘義務に関する対策	6
13. 利用者の尊厳	6
14. 身体拘束の禁止	6
15. 損害賠償について	7
16. 代理人等について	7
17. 苦情の受付について	8
18. 第三者による評価の実施状況	8

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

- (1) 施設名称 デイサービスセンター「伏姫の郷」
- (2) 指定番号 千葉県指定 1277800080号
- (3) 所在地 千葉県南房総市平久里下字宮崎1129-2
- (4) 管理者氏名 センター長 鈴木 暁
- (5) 電話番号 0470-58-2017
- (6) F A X 番号 0470-58-2012
- (7) 事業実施地域 南房総市富山地域とし、その他の地域についても希望があれば相談のうえ実施します。
- (8) 定 員 指定通所介護及び指定介護予防・日常生活総合支援事業を合わせて
20名
- (9) 営業時間帯 営業時間 8時30分～17時30分
サービス提供時間 9時15分～16時30分
休業日 12月29日～1月3日

3. 職員の配置状況及び設備の概要

(1) 職員の配置

指定通所介護サービス並びに指定介護予防・日常生活総合支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	従事するサービスの種類・業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	生活相談及び指導	2名（常勤 1名、非常勤 1名）
介護職員	介護業務	4名（常勤 3名、非常勤 1名）
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2名（常勤 1名、非常勤 1名）
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名（常勤 1名、非常勤 0名）

(2) 設備の概要

設備種類	室数	備 考
食 堂	1	ご利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、ご利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。
浴 室	1	浴室にはご利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設けます。
機能訓練室	1	ご利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練スペースを設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
その他の設備	各1	設備としてその他に、静養スペース・相談室・事務室等を設けます。

4. サービスの内容

(1) 通所介護計画の作成

ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「通所介護計画」を作成します。

(2) 送迎

ア 送迎車輛により、施設と自宅との間を送迎します。

イ 通常の営業時間のご利用の方を送迎します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴介護支援を提供します。

(4) 食事

ご利用者に合った食事を提供します。

(5) 排泄

随時、排泄介護支援を提供します。（オムツ利用の方はオムツを持参下さい）

(6) レクリエーション

ア ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

イ 併設施設等において実施される行事等に参加することができます。

ウ 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 健康チェック

利用時の体温・血圧等を測定し、健康管理を行います。

(8) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して機能訓練を実施し、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(9) 生活相談

施設の職員はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の職員にご一報ください。
- (2) ご利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- (3) 施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- (4) 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- (5) 食物の持込は衛生面等の問題のためご遠慮いただいておりますので、予めご了承ください。

6. 利用料金等

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受理事務サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金（1日あたりの自己負担1割のみやす）

基本利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
4～5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
5～6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
6～7時間未満	584円	689円	796円	910円	1,008円
7～8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円

※施設が送迎を行わない場合、基本サービス費より片道につき47円を差し引かせて頂きます。

(2) その他の介護給付サービス加算

	加算	加算料金	加算条件
A	入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助支援を提供した場合 入浴介助に係る職員に対し、入浴介助に関する研修等を実施している場合。
	入浴介助加算（Ⅱ）	55円/回	医師等が利用者の居宅を訪問する等、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価した場合。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で

			<p>当該利用の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合。</p> <p>上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合。</p>
B	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/回	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士が70%以上配置されている場合。</p> <p>②10年以上の勤続年数がある介護福祉士が25%以上配置されている場合。</p>
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/回	介護福祉士が50%以上配置されている場合。
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/回	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士が40%以上配置されている場合</p> <p>②7年以上の勤続年数がある者が30%以上配置されている場合</p>
C	中重度者ケア体制加算	45円/回	<p>指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2名以上配置されている場合。</p> <p>前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上のご利用者の占める割合が30%以上の場合。</p> <p>指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置されている場合名</p>
D	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に9.2%を乗じた単位数	<p>基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数をご負担頂きます。</p> <p>但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。</p>
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に8.0%を乗じた単位数	

※サービス提供強化体制加算については、限度額管理の対象外となります。

(3) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）

ア おむつ代

(ア) 紙オムツ 100円/枚

(イ) パンツオムツ 100円/枚

(ウ) 尿取りパット 20円/枚

イ 食事代 555円

(当日午前9時を過ぎてキャンセルされた場合、食事代のみをご負担いただく場合があります。)

ウ 基本時間外滞在料 500円/30分（ただし、午後5時を限度とします。）

エ ご利用者の希望により提供した食事の費用（実費）

オ その他イベント等にかかる費用は、別途に負担いただく場合があります。

7. 利用料金のお支払方法

料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。）

ア 窓口での現金支払

イ 下記指定口座への振り込み

千葉銀行 小見川支店 普通預金 3272307

8. 協力医療機関等

施設は、下記医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関の名称	南房総市立富山国保病院
所在地	南房総市平久里中 1410-1
診療科	内科、外科、呼吸器科、消化器科、肛門科、整形外科、リハビリテーション科

9. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡をとり、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご利用者、職員等の訓練を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合は、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関の連絡等必要な措置を講じます。

なお、緊急の場合には、別紙「緊急時の連絡先」に、ご記入いただいた連絡先に連絡します。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合に損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

13. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

14. 身体拘束の禁止

ご利用者の基本的人権を厳守し安心してデイサービスセンター「伏姫の郷」において過ごせるよう、原則として身体拘束は行ないません。

ただし、ご利用者及び他のご利用者の生命を脅かす行為等、自傷他害による問題行動が発生した場合、緊急避難の措置として必要最小限度の範囲内において身体拘束を行なう場合があります。その際、家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 損害賠償について

デイサービスセンター「伏姫の郷」の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

16. 代理人等について

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - ① 利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用の所持品等をご利用者自身が引き取れない場合の受け取り及び当該引き渡しにかかる費用の負担
 - ② 民法458条の2に定める連帯保証人
- (4) 前号の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ① 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ② 前項の連帯保証人の負担は、極度額800,000円を限度とします。
 - ③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者または連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。

- ④ 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします

17. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担 当 者 生活相談員 鈴木 ゆかり
責 任 者 センター長 鈴木 暁
第三者委員 弁 護 士 平木 正雄、監事 小野寺 浩一

○電話番号 (FAX) 0470-58-2017 (58-2012)

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南房総市三芳分庁舎・三芳支所 保健福祉部 高齢者支援課 介護保険係	所在地 南房総市谷向 100 電話番号・(FAX) 0470-36-1154 (36-1133) 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号・(FAX) 043-254-7318 (254-7401) 受付時間 9:00～17:00
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 電話番号・(FAX) 043-245-1101 (244-5201) 受付時間 9:00～17:00

18. 第三者による評価の実施状況

第三者評価 の受審状況	受審の有無	あり・なし
	受審年月日	
	評価機関	
	当該結果の開示	あり・なし
	開示方法	